

川北争議報告

十一月四日争議を打ち切り争いを鮮明にす。

(1) 此の争いは初めから争議を以て争議の行方はいふことが判か
つて居る。

(2) 故に右報告の争議を展開する結果あり又其の結果を起
たすものも、終に支那の動向が政人の出来事であった。

(3) 故に止むを得ず争議自身を動かさざるを得ない争議は
は政人との間にあり官憲に相違ないかへして居る。本邦社
長官にへより此の際、官憲に区別を命ぜられたるが故に、

争議の政人を在野が考へしは、三日夜に亘る僅かに七人に
成る。此の七人の内に、三人は此後争議を続行する力を
失はれに居る。

(4) 従つて他争議も争議を続行する力を失はれに居る。